

はじまります

市県民税申告・確定申告

申告期間：2月16日(火)～3月15日(月)

- 税の申告は、1年の所得の総決算です。申告義務のある人や所得税が還付される人は、早めに提出書類などを揃えて、期間内に申告を済ませてください。
- 市税務課では、令和3年度市県民税申告と令和2年分所得税および復興特別所得税に係る確定申告の相談を実施します。
- 申告期間中は、市税務課窓口での申告相談は受け付けませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書の提出は受け付けます。



所得税の申告

◆次の人は、税務署で確定申告を

- 住宅借入金等特別控除（1年目）を受ける
- 過年度（令和2年分以外）の確定申告をする
- 不動産、株式や先物取引などの譲渡所得がある
- 配当・株式譲渡の損益通算をする
- 青色申告をする
- 亡くなった人の申告をする
- 損失の申告をする
- 分離の申告をする
- 外国税額控除を受ける
- 令和3年1月1日現在、野洲市に住民登録がない
- 消費税、相続税や贈与税の申告をする

上記に当てはまる人は、市の会場では申告できません。
その他、相談内容が複雑なものは、税務署での申告をお願いします。

◆確定申告は、「自書申告」で提出を

申告期間中は、税務署や市の相談会場は大変混雑します。また新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からも、納税者自身が確定申告書を作成する自書申告を勧めています。

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の申告書作成コーナーから電子申告をすることができますので、ぜひご活用ください。マイナンバーカードをお持ちの人が、事前に税務署からIDとパスワードを取得された人が電子申告をご利用いただけます。

また、例年と同じく紙での申告も受け付けています。申告書の取得については国税庁ホームページからダウンロードいただくか、市役所窓口に設置しますのでご自由にお取りください。市役所からの郵送はできません。郵送をご希望の人は草津税務署までお問い合わせください。



草津税務署からのお知らせ

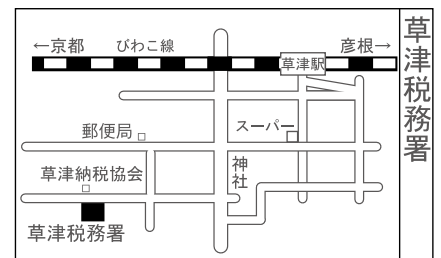
◆次の日程で確定申告の相談受け付けを行いますので、ご利用ください。

公的年金等受給者および給与所得者の還付申告		
2月2日(火)	午前9時30分～正午、 午後1時～3時30分	コミセンきたの (大ホール)
税理士による無料相談		
2月18日(木)	午前9時30分～正午、 午後1時～3時30分	野洲市商工会 1階会議室 (北部合同庁舎内)
※正午～午後1時は、受け付けを休止します。 譲渡所得や贈与税、相続税の申告をする人は利用できません。		

問い合わせ先・草津税務署 個人課税部門（〒525-8510草津市大路2-3-45）☎562-1315（代表・自動音声案内）

◆2月1日(月)～3月15日(月)の間、税務署の駐車場は利用できませんので、できるだけ公共交通機関をご利用

用ください。
所得税の還付申告は、2月16日(火)以前でも草津税務署で申告できます。



◆日曜日の申告・相談

大津・草津税務署の合同申告作成会場を開設します。会場専用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

○開設日：2月21日(日)・28日(日)

○開設場所：大津税務署

(草津税務署では会場を設けていません。)

○相談受付時間：午後4時まで

市主催の申告相談日程

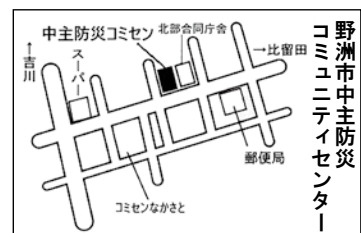
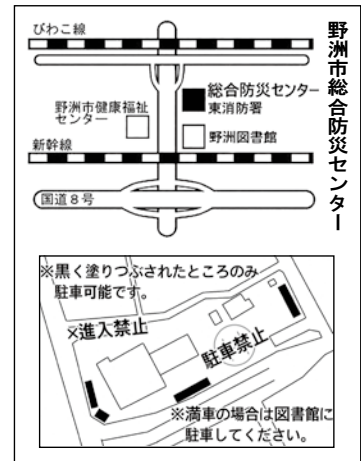
	午前	午後	場所
2月16日(火)	五反田、山田、縄手、みすいでん	樋ノ尻、稲辻、富波南	野州市総合防災センター2階研修室
2月17日(水)	市三宅、アルティプラザ野洲、竹生	五之里、ヴィルヌーブ野洲、デイトウン野洲、竹ヶ丘	
2月18日(木)	駅前北、第二湖洲平、富士美台、野洲平	久野部、久野部東、富波湖州平	
2月19日(金)	七間場、北桜	妙光寺、南桜	
2月22日(月)	近江富士第一～第三区	近江富士第四～第七区	
2月24日(水)	三上(山出・東林寺・前田)	三上(小中小路・大中小路)	
2月25日(木)	大篠原(出町・成橋・街道・東町・西町)、入町、長島	篠原駅前	
2月26日(金)	小堤、高木	小南	
3月1日(月)	四ツ家、大畑、駅前東	和田、青葉台、レオ、レックス、グラン・ブルー、エスリード野洲第二	
3月2日(火)	万葉台、小篠原東部	小篠原西部第一・第二、桜生	
3月3日(水)	野洲(西町第1・第2、中町、東町)、駅前	行畑(行合、古里、新中畑、中畑)	
3月4日(木)	中北、北、上屋、新上屋、辻町	野洲の里、見星寺オレンジタウン、富波東、富波野	
3月5日(金)	江部、富波甲	富波松陽台、上町、下町、富波乙	
3月8日(月)	須原、下堤、井口、六条	吉川、菖蒲	
3月9日(火)	野田、五条	安治、堤	
3月10日(水)	吉地	比留田	
3月11日(木)	小比江、北比江、乙窪、錦の里、八夫	西河原	
3月12日(金)	比江	木部、虫生	
3月15日(月)	市内全域		3時30分以降 市内全域

★新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、相談内容を一部変更または申告相談を中止する場合があります。

★午前中に受け付けした場合でも、混雑状況により午後からの相談となる場合があります。

★上記日程に合わない場合や、所得税の確定申告対象者で早めに申告する場合は、草津税務署で申告してください。 ※郵送・インターネットでの提出もできます。

申告会場



相談・受付時間

相談時間	午前	9時～正午
	午後	1時～3時30分
受付時間	午前9時～午後3時30分	

※3月12日(金)のみ相談・受付時間を午後6時まで延長します。

来場時の注意事項

- 各会場とも午前8時30分以前の来場はできません。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、来場される場合は以下のことをお願いします。
 - ①マスクの常時着用
 - ②事前の検温
入場の際に伺います。体温が37.5度以上の方は来場をご遠慮願います。
 - ③手指の消毒
- 各会場とも午前の部開始時間を前年より30分遅らせています。
- スマートフォンをお持ちの方は事前に厚生労働省の接触確認アプリ(COCA)のダウンロードをお願いします。

申告書の提出が必要な人

フローチャートに沿って、申告書の提出の必要があるかどうか確認してください。



スタート

令和3年1月1日現在、野洲市に住
所がありましたか？
(令和3年1月2日以降に野洲市外
に転出された人も含みます。)

はい

いいえ

令和3年1月1日居住
の市区町村へ申告の要
否を確認ください。

令和2年中に収入がありま
したか？

はい

いいえ



所得税の確定申告をしますか？

いいえ

確定申告が必要な人は…

- ◎営業・農業・不動産・譲渡・雑所得などがある人
- ◎給与所得者で次の①～④に当てはまる人
 - ①給与収入が2,000万円を超えている。
 - ②2カ所以上から給与の支払いを受けている。
 - ③年の途中で退職した等により、年末調整ができていない。
 - ④年末調整をした給与所得や退職所得などの他に、農業所得や地代・家賃収入などの所得があり、その所得金額の合計が20万円以上ある。
- ◎生命保険料控除、医療費控除などの所得控除を追加し、所得税の還付を受ける人

はい

市内に住所がある人の同一
生計配偶者、扶養控除（年
少含む）の対象ですか？

はい

いいえ

市県民税申告は
必要ありません。

医療費控除や寄附金
税額控除、源泉徴収
票に記載のない生命
保険料控除や社会保
険料控除を受けます
か？
または、年末調整を
した給与所得や退職
金などの他に収入が
あり、その他の所得
の合計金額が1円以
上20万円未満ありま
すか？

はい

いいえ

市県民税申告は
必要ありません。

いいえ

市県民税申告が
必要です

はい

次のいずれかに当てはまりますか？（1つでも当てはまれば「はい」へ）

- 国民健康保険に加入している人または加入者のいる世帯主
- 後期高齢者医療保険に加入している人または加入者のいる世帯主
- 国民年金保険料の免除を希望する人または希望者の配偶者、世帯主
- 昭和32年4月1日以前に生まれた人（介護保険料算定のため）
- 介護認定を受けている40～64歳の人
- 児童扶養手当の受給資格がある人
- 障がい福祉サービスを利用する人
- 税の証明書（所得証明書、課税証明書など）が必要な人
- 市外に住所がある親族に扶養されている人
- 誰にも扶養されていない人

- 障害者控除対象者認定書等
 - ⑨各種領収証書、支払証明書等
 - ☆生命保険や地震保険等については、支払額控除証明書
 - ☆国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等は、領収証書または支払証明書
 - ☆寄附金控除を受ける人は、寄附先から発行される寄附金受領証明書（領収書）
 - ※国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるには、日本年金機構が発行する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」か「領収証書」の添付または提示が必要です。
- なお、2年分の国民年金保険料を前納することができることから、納めた年に全額控除を行うか、各年分の保険料に相当する額を各年において控除

- する方法が選択できます。
市役所では、証明書の発行および支払金額の確認はできませんのでご注意ください。
- ★控除証明書の再発行等…
日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004（050から始まる電話の人は、☎03-6630-2525へおかけください。）
- ⑩所得税の還付申告をする人は、振込口座がわかるもの（本人名義に限る）
☆所得税を納める場合で口座振替を希望する人は、同口座の届出印が併せて必要です。

問い合わせ…税務課
☎ 587 - 6040、FAX587 - 2439

◆所得税・市県民税（個人住民税）の主な制度改正

★基礎控除の改正

基礎控除が10万円引き上げられます。このことにより、扶養控除等の所得金額要件が10万円引き上げられ、住民税の非課税の範囲が拡充されます。また、合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で逡減し、2,500万円を超える場合は適用外となります。

合計所得金額	所得税	住民税
2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	0円	0円

★給与所得控除の改正

給与所得控除が10万円引き下げられます。また、控除額の上限が適用される給与等の収入額が850万円に、上限額が195万円に引き下げられました。

改正後の給与所得の計算方法は以下のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得の金額	
550,999円以下	0円	
551,000円～1,618,999円	給与等の収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与等の収入金額を4で割って 千円未満を切り捨てる (算出金額：A)	A×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与等の収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	給与等の収入金額－1,950,000円	

◆申告に必要な主な書類

- ①市県民税申告書
☆事前に送付されている人は持参してください。また、お持ちでない場合は、申告会場にも備え付けています。
- ②「確定申告のお知らせ」はがき
☆草津税務署から送付されている人は持参してください。
- ③印鑑（認め印可）
- ④マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードや通知カードなど）と本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ⑤源泉徴収票や支払調書
- ⑥収支内訳書
☆営業所得、農業所得、不動産所得等がある人は、収入や必要経費などを各自で集計し、必ず事前に記入しておいてください。
- ⑦「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」、おむつ使用証明書等
☆医療費控除を申告する人は、令和2年中に支払った医療費に係る明細書
☆支払った医療費に対して、保険などからの補てん金がある場合は、その金額が分かる書類
☆おむつ購入費について、医療費控除を受ける場合は、おむつ使用証明書
※申告相談前までに支払医療費等の合計金額をあらかじめ計算し、明細書を作成しておいてください。
- ⑧障害者手帳、療育手帳等
☆障害者控除を申告する人は、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳や市が発行する

★公的年金等控除の改正

公的年金等控除が10万円引き下げられます。また、公的年金等控除額の195.5万円の上限が設定されました。改正後の公的年金等に係る雑所得の計算方法は以下のとおりです。

※年金受給者の年齢は令和3年1月1日現在です。

年金受給者の年齢	公的年金等の収入額 (B)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円 以下	B-1,100,000円	B-1,000,000円	B-900,000円
	3,300,001円～ 4,100,000円	B×0.75-275,000円	B×0.7-175,000円	B×0.75-75,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	B×0.85-685,000円	B×0.85-585,000円	B×0.85-485,000円
	7,700,001円～ 10,000,000円	B×0.95-1,455,000円	B×0.95-1,355,000円	B×0.95-1,255,000円
	10,000,001円 以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円
65歳未満	1,300,000円 以下	B-600,000円	B-500,000円	B-400,000円
	1,300,001円～ 4,100,000円	B×0.75-275,000円	B×0.75-175,000円	B×0.75-75,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	B×0.85-685,000円	B×0.85-585,000円	B×0.85-485,000円
	7,700,001円～ 10,000,000円	B×0.95-1,455,000円	B×0.95-1,355,000円	B×0.95-1,255,000円
	10,000,001円 以上	B-1,955,000円	B-1,855,000円	B-1,755,000円

★所得金額調整控除の創設

次に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3いずれかに該当する場合

1. 特別障害者に該当する
2. 23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除 = 給与所得 + 公的年金に係る雑所得の金額 - 10万円

※10万円を超える場合は10万円

★ひとり親控除の創設および寡婦（夫）控除の改正

婚姻歴や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子を有し、配偶者がいない人について、「ひとり親控除」が創設されました。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額が適用されますが、子以外の扶養親族を有する寡婦についても所得制限（合計所得金額500万円以下）が設定されます。

また、ひとり親控除および寡婦控除それぞれについて非事実婚要件が追加されました。

上段：所得税 下段：住民税

本人性別 配偶者 関係	女性			男性		
	死別	離婚	未婚	死別	離婚	未婚
扶養親族 子有	35万円 30万円	35万円 30万円	35万円 30万円	35万円 30万円	35万円 30万円	35万円 30万円
扶養親族 子以外有	27万円 26万円	27万円 26万円	—	—	—	—
扶養親族 無	27万円 26万円	—	—	—	—	—

★調整控除の改正（住民税のみ）

合計所得2,500万円を超える場合は適用除外となります。

◆税務署からのお知らせ

スマートフォンで確定申告の作成・提出ができるようになりました。詳細は草津税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0019009-097.pdf>



◆市県民税（個人住民税）は6月に決定します

確定申告書、市県民税申告書や給与支払報告書などをもとに、市県民税（個人住民税）の税額を決定し、通知します（非課税の場合を除く）。

令和3年度（令和2年分）における所得（課税）証明書は、6月以降の発行になります。

◆市の申告相談に来られる場合は、スムーズな進行のためご協力をお願いします

- ◎申告相談はどの会場でもできますが、混雑や待ち時間の短縮のため、指定対象地域での来場にご協力ください。
- ◎筆記用具、電卓等は各自で持参してください。
- ◎会場でお渡しする申告書、収支内訳書等の控えは再発行できませんので、大切に保管してください。
- ◎確定申告書に税務署の受付印が必要となる人は、草津税務署で申告するか、返信用封筒（切手貼付、必要事項記入）を同封し、草津税務署へ郵送してください。

